

商品概要説明書

2021年3月1日現在

商品名：しましん相続定期預金

対象定期預金	自由金利型定期預金<M型> (スーパー定期) (自動継続型)	自由金利型定期預金 (大口定期) (自動継続型)
販売対象	個人(個人事業主の方を含む)の方で以下に該当される方 ・金融機関(当金庫以外の金融機関も含みます)での相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した金額を原資としてお預けいただける方	
預入期間	1年、3年、5年	
預入	預入方法	一括預入
	預入金額	1,000円以上1,000万円未満 ※相続により取得した金額の範囲内に限らせていただきます。なお、相続により取得した不動産や有価証券等の換金資金もお預け入れいただけます。
	預入単位	1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
利息	適用金利	対象定期であるスーパー定期の預入時の店頭表示利率に次の利率を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・年0.25%
	利払方法	【スーパー定期(単利型)】 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 【スーパー定期(複利型)】 満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	【スーパー定期(単利型)】 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算 【スーパー定期(複利型)】 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算
税金	・2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。)	

1/2

商品名：しましん相続定期預金

対象定期預金	自由金利型定期預金<M型> (スーパー定期) (自動継続型)	自由金利型定期預金 (大口定期) (自動継続型)
手数料	—	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)
中途解約時の取扱い	解約時の普通預金利率により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。	
金利情報の入手方法	店頭のコピーボードまたは窓口へご照会ください。	
必要書類	①本人確認資料(運転免許証等) ②お届け印 ③「金融機関での相続手続完了時期」「お預け入れされる方が相続人であること」「相続により取得した金額」が確認できる書類 【例】 ◇遺産分割協議書の写 ◇金融機関に提出した相続依頼書等の写 ◇遺言書(公正証書遺言もしくは自筆証書遺言で検認済のもの)の写+被相続人名義の解約済通帳または計算書の写 ◇戸籍謄本の写+被相続人名義の解約済通帳または計算書の写	
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部(8時45分～17時10分、電話：0852-23-5505)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上乗せ金利が適用になるのは、当初のお預け入れ期間のみとなり、満期継続後は継続時の対象定期の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 	
預金保険について	預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)	